

認可・確認部会について

1 概要

- 子ども・子育て関連三法の施行に伴い、指定都市の長が、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に基づく幼保連携型認定こども園の認可等を行う場合や，市町村長が子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認（利用定員の設定）等をしようとする場合においては，認定こども園法及び子ども・子育て支援法に規定する合議制機関の意見を聴かなければならないとされている。
- また，保育所や家庭的保育事業等の認可等に当たっては，児童福祉法に規定する審議会を設置している場合は，当該審議会の意見を聴かなければならないとされている。
- 本市では合議制機関として子ども・子育て会議を設置しており，児童福祉法に基づく児童福祉審議会としても位置付けていることから，子ども・子育て会議に意見聴取を求めることとなる。
- 施設・事業の認可及び確認に当たっては，幼児教育・保育に関する知識に加え，客観性及び公平性を確保する必要があるため，幼保推進部会等の委員の中から利害関係を有しない委員を選任し，子ども・子育て会議の児童福祉分科会に「認可・確認部会」を設置している。

2 審議内容

以下の案件について，意見聴取を行う（承認・議決ではない）。

(1) 幼保連携型認定こども園

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	認定こども園法第17条第3項
事業の停止又は施設閉鎖を命令しようとするとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	認定こども園法第21条第2項
認可の取消しをしようとするとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	認定こども園法第22条第2項

(2) 家庭的保育事業等（家庭的保育事業，小規模保育事業，居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	児童福祉法第34条の15第4項

※ 休止，廃止しようとする場合は，厚生労働省令の定めるところにより，市町村長の承認を受けなければならない（児童福祉法第34条の15第7項）が，児童福祉審議会への意見聴取については法令上規定されていない。

(3) 保育所

事案	聴取事項	根拠条文
認可しようとするとき	認可基準との適合状況等	児童福祉法第35条第6項
停止を命ずるとき	法令違反の内容，法に基づく命令に対する対応措置の状況等	児童福祉法第46条第4項

(4) 子ども・子育て支援法に基づく確認

事案	聴取事項	根拠条文
特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき	子ども・子育て支援事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第31条第2項
特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするとき	子ども・子育て支援事業計画との整合性	子ども・子育て支援法第43条第3項

3 公開・非公開に関する取扱い

京都市子ども・子育て会議運営要項第3条の規定により，部会長が非公開を決定。

4 開催頻度

年3回から4回程度の開催を予定

小規模保育事業開設応募事業者一覧

平成30年4月開設に係る第3次受付期間(平成29年6月1日～平成29年7月14日)に事業計画書の提出があった案件は、以下のとおり。

教育・保育提供区域	応募者	事業所類型	事業所の所在地	利用定員	備考
1 北1	特定非営利活動法人花紅 代表理事 吉田 正純	小規模保育事業A型	北区小山西大野町37	19	
2 上京1	株式会社 悠愛 代表取締役 宮田 悠喜	小規模保育事業A型	上京区今出川通室町西入堀出シ町 307番地2 メゾン・ド・リュート1F	12	小規模保育事業A型「BABY HOUSE」を運営
3 上京1	一般社団法人未来会 代表理事 広尾 郷史	小規模保育事業A型	上京区河原町通広小路する九軒町 439	12	小規模保育事業A型を4箇所(「らくさいぐち保育園」「みらい保育園」「かつら東口保育園」「からすま御池保育園」)運営
4 左京4	学校法人 二葉学園 理事長 小林 一恵	小規模保育事業A型	左京区一乗寺地藏本町1-2 カー サ大石 1階南貸テナント101号室	19	認可幼稚園「ふたば幼稚園」(30年4月に幼保連携型認定こども園に移行予定),「洛東幼稚園」を運営, その他, 小規模保育事業A型「洛等幼稚園小規模保育めばえ」を運営
5 左京3	社会福祉法人金嶺会 理事長 小林 雅代	小規模保育事業A型	左京区岩倉南木野町9, 10	19	認可保育所「京都たから保育園」,「かつらがわ保育園」を運営
6 右京3	一般社団法人京都市りんどう愛育会 代表理事 竹内 裕貴	小規模保育事業A型	右京区梅津段町41-2 ドーム・シヤスーチェ梅津 1階	19	

資料 4

小規模保育事業の実施基準

類型	A型	B型	C型【本市独自基準あり】
事業形態	認可事業		
対象年齢	0～2歳 (一部地域においては小学校就 学前児童)	同左	同左
定員	6人以上19人以下	同左	6人以上10人以下 ※新制度施行の日から5年間は、 6人以上15人以下の経過措置あ り
面積基準	(0・1歳児) 1人当たり 3.3㎡以上 (2歳以上) 1人当たり 1.98㎡以上	同左	1人 3.3㎡以上
保育従事 者	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師1 人に取り保育士とみなすことが できる	保育士+保育従事者 ※同左 ※保育従事者の要件は家庭的保 育補助者と同様	家庭的保育者 及び家庭的保育補助者 【本市独自基準】 家庭的保育者に対し保育士資格 を有することを求める
人員配置 基準	乳児 3：1 1・2歳児 6：1 上記基準に、1人を加算	乳児 3：1 1・2歳児 6：1 上記基準に、1人を加算 (保育士を2分の1人以上配置)	0～2歳児 3：1 ※補助者を置く場合、5：2
耐火基準	保育室を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物で、避難設備を設置する等の要件を満たすこと 【本市独自基準】(小規模保育事業C型のみ) 新制度施行日の前日において家庭的保育事業を実施する事業については、新制度施行の日から5年間は、 2階以上に保育室等を設置する場合であっても、当該基準に係る規定を適用しない。ただし、経過措置期 間については、火災報知機(消防機関に通報する火災報知機設備)の設置を義務付ける。		
調理員	原則 調理員を配置 ただし、調理業務の全部を委託又は外部の連携施設等から搬入する場合は調理員を置かないことができる		
連携施設	以下の①～③に係る連携協力を行う施設の確保 ①集団保育の体験等 ②代替保育の提供 ③移行児童(卒園時)の受入 ※新制度施行の日から5年間は、連携施設の確保が困難で、市町村が認める場合は、経過措置として連携 施設を確保しないことができる。		

資料 5

認可基準等の具体的な項目（小規模保育事業）

◎ 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年11月11日 京都市条例第23号，平成27年3月27日 京都市条例第66号により一部改正）

本市では，小規模保育事業及び家庭的保育事業に係る認可基準については基本的には国基準（※）どおりとし，家庭的保育者の要件や，保育室を設置する建物には新耐震基準を満たすことを求める等，一部独自基準を設けている。

※家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

1 総則

（※表中の下線部分は本市独自基準）

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考
最低基準の 目的	第2条 ・市が条例で定める設備及び運営に関する基準(以下,「最低基準」という。)は,利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	
最低基準の 向上	第3条第1項 ・市長は,その監督に属する家庭的保育事業等(家庭的保育事業,小規模保育事業,居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ)を行う者に対し,最低基準を超えて,その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	
	第3条第2項 ・市は,最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	
最低基準と 家庭的保育 事業者等	第4条第1項 ・家庭的保育事業者等は,最低基準を超えて,常に,その設備及び運営を向上させなければならない。	
	第4条第2項 ・最低基準を超えて,設備を有し,又は運営をしている家庭的保育事業者等においては,最低基準を理由として,その設備又は運営を低下させてはならない。	
家庭的保育 事業者等の 一般原則	第5条第1項 ・家庭的保育事業所等は,利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに,1人1人の人格を尊重して,その運営を行わなければならない。	
	第5条第2項 ・家庭的保育事業所等は,地域社会との交流及び連携を図り,保護者及び地域社会に対し,運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	
	第5条第3項 ・家庭的保育事業所等は,自らその行う保育の質の評価を行い,常にその改善を図らなければならない。	
	第5条第4項 ・家庭的保育事業所等は,定期的に外部の者による評価を受けて,結果を公表し,改善を図るよう努めなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考
	第5条第5項 ・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)は、事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	
	第5条第6項 ・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く)の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危険防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	
保育所等との連携	第6条 ・家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業者を除く)は、乳幼児に対する保育が確実に行われ、保育の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、以下の事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。 ①集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ②必要に応じて代替保育を提供すること(居宅訪問型保育事業者を除く)。 ③利用乳幼児を、当該保育の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	
家庭的保育事業者等と非常災害	第7条第1項 ・家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口、その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をすすめるように努めなければならない。	
	第7条第2項 ・少なくとも毎月1回は、避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。	
家庭的保育事業者等の職員の一般要件	第8条 ・乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	第9条第1項 ・家庭的保育事業者等の職員は常に自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	
	第9条第2項 ・家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考	
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備、職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、保育室、各事業所に特有の設備、利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員については、この限りではない(兼職できない)。 	
利用者を平等に取り扱う原則	第11条	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用負担の有無によって、差別的取扱いをしてはならない。 	
虐待等の禁止	第12条	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、虐待行為等、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 	
衛生管理等	第14条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 	
	第14条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業者等は、感染症、食中毒が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く)。 	
	第14条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、管理を適正に行わなければならない(居宅訪問型保育事業者を除く)。 	
	第14条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。 	
	第14条第5項	<ul style="list-style-type: none"> 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。 	
食事	第15条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所の調理設備等を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する場合を含む。)により行わなければならない。 	
	第15条第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の献立は、できる限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 	
	第15条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 	

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考	
	第15条 第4項	・調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	
	第15条 第5項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	
食事の提供の特例	第16条 第1項	<p>・食事の提供について、以下の要件を満たす場合は、前条第1項の規定にかかわらず、連携施設等において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。</p> <p>なお、この方法による場合であっても、当該事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業者の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>②当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>④利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	
	第16条 第2項	<p>・家庭的保育事業所等に食事を搬入することができる施設は、以下のいずれかとする。</p> <p>①連携施設</p> <p>②同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>③学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（離島であり、搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものに限る）</p>	
利用乳幼児及び職員の	第17条 第1項	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時及び年に2回以上の定期健康診断、臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
健康診断	第17条 第2項	・前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用開始時の健康診断に相当すると認められる場合は、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。	
	第17条 第3項	・健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供等を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。	
	第17条 第4項	・家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	
内部の規程	第18条	家庭的保育事業者等は、以下の重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	
帳簿	第19条	・家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	
秘密保持等	第20条 第1項	・家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	
	第20条 第2項	・家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	
苦情への対応	第21条 第1項	・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考
	<p>第21条 第2項</p> <p>・家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	
<p>人権の擁護 及び虐待の 防止</p>	<p>・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>本市独自基準</p>
<p>暴力団の排 除</p>	<p>・家庭的保育事業所等の管理者及び利用乳幼児の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある従業者は、暴力団員であってはならない。</p> <p>・家庭的保育事業所等は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。</p>	<p>本市独自基準</p>
<p>地震に対す る安全性の 確保</p>	<p>・家庭的保育事業所等(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する部分に限る。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。</p>	<p>本市独自基準</p>
<p>食事の提供 の経過措置</p>	<p>・この省令の施行の日の前日において現に存する事業者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、自園調理、調理設備の設置及び調理員の配置に係る規定は、適用しないことができる。</p>	
<p>連携施設に 関する経過 措置</p>	<p>・家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	
<p>地震に対す る安全性の 確保に関す る経過措置</p>	<p>・この条例の施行の際本市の区域内に現に存するもの(平成27年3月31日までに子ども・子育て支援法附則第7条ただし書の規定による別段の申出をした同上ただし書に規定する設置者が、同法第7条第4項に規定する教育・保育施設を廃止し、当該施設と同一の所在地において、当該施設の設備を用いて設置する同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を含み、この条例の施行の日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。以下「事業所等」という。)については、当該基準に係るこの条例の規定にかかわらず、当該基準に適合しない限度において、当該規定を適用しない。この場合において、事業所等を管理する者は、当該事業所等について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。</p>	<p>本市独自基準</p>

2 小規模保育事業

(1) 通則

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
小規模保育事業の区分	第27条	・小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	

(2) 小規模保育事業A型

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考				
設備の基準	第28条	<p>(0・1歳児を利用させる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 <p>(2歳以上の幼児を利用させる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)、調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は幼児一人につき3.3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 <p>・保育室等を2階に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">常用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> </tbody> </table> <p>③保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備</p>	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 	
常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内階段 ・屋外階段 						
避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 						

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考												
	<p>が設けられていること。</p> <p>・保育室等を3階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。</p> <p>①耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>②常用、避難用それぞれについて、以下のいずれかの設備を設けること。</p> <table border="1" data-bbox="600 448 1626 911"> <tbody> <tr> <td data-bbox="600 448 786 533">3階に設ける場合</td> <td data-bbox="786 448 925 533">常用</td> <td data-bbox="925 448 1626 533"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 533 786 659"></td> <td data-bbox="786 533 925 659">避難用</td> <td data-bbox="925 533 1626 659"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 659 786 743">4階以上に設ける場合</td> <td data-bbox="786 659 925 743">常用</td> <td data-bbox="925 659 1626 743"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 743 786 911"></td> <td data-bbox="786 743 925 911">避難用</td> <td data-bbox="925 743 1626 911"> <ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 </td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ②の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ保育室等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>④小規模保育事業所A型の調理設備と調理設備以外の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。 (ただし、調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合や、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合は除く)</p> <p>⑤換気、暖房又は冷房の設備の風道が耐火構造の床等を貫通する部分(これに近接する部分を含む。)に防火上有効なダンパーが設けられていること。</p> <p>⑥小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>⑦保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>	3階に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 		避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 	4階以上に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 		避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 	
3階に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 												
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ・屋外階段 												
4階以上に設ける場合	常用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外避難階段 												
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ・特別避難階段に準じた屋内避難階段(排煙設備を有するもの)又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 												

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
		<p>⑧非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>⑨カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>	
職員	第29条 第1項	<p>・小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。</p> <p>ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p>	
	第29条 第2項	<p>・保育士の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>①乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人</p> <p>④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	
	第29条 第3項	<p>・保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	
家庭的保育 事業の準用	第30条	<p>・小規模保育事業所A型における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間 その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。</p>	
		<p>・小規模保育事業所A型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	
		<p>・小規模保育事業所A型は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	

(3) 小規模保育事業B型

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
職員	第31条 第1項	<p>・小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市長が指定する研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。</p> <p>ただし、調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p>	

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
	第31条 第2項	<ul style="list-style-type: none"> ・保育従事者の数は、以下の各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。 ①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人 ③満3才以上満4歳未満の幼児 おおむね20人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 	
	第31条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。 	
準用	第32条	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所B型における保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業者が定めるものとする。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所B型は、保育所保育指針に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所B型は、常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所B型の設備に係る基準は、小規模保育事業所A型と同様。 	
経過措置	附則第4条	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業B型については、この省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、家庭的保育者(省令第23条第2項に規定する家庭的保育者をいう)又は家庭的保育補助者(同第23条第3項に規定する家庭的保育補助者をいう)を保育従事者とみなす。 	

(4) 小規模保育事業C型

(※表中の下線部分は本市独自基準)

項目 (条文番号は国省令)		基準	備考
設備の基準	第33条	<p>(0・1歳児を利用させる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室の面積は、乳幼児1人につき3.3㎡以上であること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 	本市独自の経過措置を設定

項目 (条文番号は国省令)	基準	備考
	<p>(2歳以上の幼児を利用させる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室, 屋外遊技場(当該事業所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む), 調理設備及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室の面積は, 幼児一人につき3. 3㎡以上, 屋外遊技場の面積は幼児一人につき3. 3㎡以上であること。 ・保育室又は遊戯室には, 保育に必要な用具を備えること。 ・保育室等を2階以上に設ける場合の建物に係る基準は, 小規模保育事業A型と同様。 	
職員	<p>第34条 第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所C型には, <u>家庭的保育者(市長が指定する研修を修了した保育士であって, 乳幼児の保育に専念することができ, かつ児童福祉法第34条の20第1項第4号に該当しない者をいう。)</u>, 嘱託医及び調理員を置かなければならない。 ただし, 調理業務の全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は, 調理員を置かないことができる。 	本市独自基準
	<p>第34条 第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は, 3人以下とする。 ただし, 家庭的保育補助者(市長が指定する研修を修了した者であって, 家庭的保育者を補助する者をいう。)とともに保育する場合には, 5人以下とする。 	
利用定員	<p>第35条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所C型の利用定員は, 6人以上10人以下とする 	
準用	<p>第36条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業所C型における保育時間は, 1日につき8時間を原則とし, 保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して, 小規模保育事業者が定めるものとする。 ・小規模保育事業所C型は, 保育所保育指針に準じ, 小規模保育事業の特性に留意して, 保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 ・小規模保育事業所C型は, 常に乳幼児の保護者と密接な連絡をとり, 保育の内容等につき, 保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 	
経過措置	<p>附則第5条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業C型については, 5年を経過するまでの間, その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。 	
設備の基準に係る経過措置	<p>条例施行日の前日において家庭的保育事業等を運営している事業者については, <u>条例施行後5年間は, 2階以上に保育室等を設ける場合における耐火基準・防災設備等の設置に関する基準を適用しない。</u></p> <p>ただし, 当該経過措置を適用する事業所に対しては, 安全対策として, <u>消防機関に通報する火災報知設備の設置を義務付ける。</u></p>	本市独自基準

平成30年4月1日付け 今後の認可予定案件一覧（保育所）

平成30年4月1日付けで認可を予定している保育施設は、以下のとおり。

	教育・保育 提供区域	施設名称 (仮称)	施設の所在地	利用定員 (人)	申請者	備考
1	中京1	YMCA保育園	中京区中之町2 (三条通柳馬場)	90	公益財団法人 京都YMCA	その他、青少年活動の支援等に係る事業を実施
2	中京1	等持寺町保育園	中京区等持寺町 (二条通柳馬場上る)	140	社会福祉法人 あだち福祉会	医療法人財団足立病院が社会福祉法人を新設
3	下京1	大谷園林保育園	下京区東塩小路町 (七条新町下る)	110	社会福祉法人 大谷感恩会	一般財団法人本願寺文化興隆財団が社会福祉法人を新設
4	南1	山ノ本保育所	南区上鳥羽山ノ本町61	60	社会福祉法人 大原野児童福祉会	・民間移管 ・幼保連携型認定こども園「大原野こども園」 を運営
5	西京1	桂つばさ保育園	西京区桂市ノ前町	120	社会福祉法人 博光福祉会	認可保育所「琴音つばさ保育園」を運営
6	伏見2	第二白菊保育園	伏見区桃山町	60	社会福祉法人 白菊福祉会	幼保連携型認定こども園「白菊こども園」を 運営
7	深草	聖母女学院保育所	伏見区深草田谷町1	80	学校法人 聖母女学院	認可幼稚園「京都聖母学院幼稚園」を運営

平成30年4月1日付け 今後の認可予定案件一覧（認定こども園）

平成30年4月1日付けで認可を予定している認定こども園は、現時点（※1）で以下のとおり。

	教育・保育 提供区域	施設名 (仮称)	申請者	類型	認可定員 (予定)	利用定員 (予定)		備考
						1号	2・3号	
1	左京4	ふたば幼稚園認定こども園	学校法人 二葉学園	幼保連携型	150	120	30	
2	下京1	開智認定こども園	社会福祉法人 永興福社会	幼保連携型	135	45	90	
3	北1	紫野幼稚園認定こども園	学校法人 紫野キリスト教学園	幼稚園型	65	45	20	認定権限は京都府（※2）
4	左京5	聖マリア幼稚園認定こども園	学校法人 京都聖マリア学園	幼稚園型	60	45	15	認定権限は京都府（※2）
5	中京2	聖三一幼稚園認定こども園	学校法人 京都聖三一学園	幼稚園型	110	90	20	認定権限は京都府（※2）

※1 今後、保育所からの移行を予定している施設が追加される。

※2 今年度の認定申請分に限り、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については京都府が認定するが、平成30年4月以降は当該認定権限が京都市に移譲される。なお、子ども・子育て支援法に基づく確認（利用定員の設定）はこれまでと同様、京都市が行う。

平成 30 年 4 月 1 日付け 今後の認可予定案件一覧（小規模保育事業）

1 平成 30 年 4 月 1 日付けで認可を予定している保育事業所は、現時点（※）で以下のとおり。

	教育・保育 提供区域	事業類型	事業所名称 (仮称)	事業所の所在地	利用定員			申請者
					3号認定		合計	
					1・2 歳児	0歳児		
1	北 1	小規模保育事業A型	かも保育ルーム	北区下上賀茂池殿町 59	9	3	12	社会福祉法人 上賀茂福祉会 理事長 池田 一良
2	深草	小規模保育事業A型	安藤小規模保育事業 所	伏見区墨染町 720	7	3	10	安藤 準佑

※ 今回の認可・確認部会で認可申請対象とされた事業者を追加予定

平成30年4月1日付け 保育定員増加（受入枠拡大）施設一覧

平成30年4月1日付けで保育定員増加（受入枠拡大）する保育施設は以下のとおり。

	教育・保育 提供区域	施設名称	施設の所在地	保育定員（人）			設置者	備考
				現行 定員	増加 定員	変更後 定員計		
1	北2	妙林苑	北区大將軍川端町61	120	20	140	社会福祉法人 妙林苑 理事長 眞田 寛子	
2	中京2	円町まぶね隣保 園	中京区西ノ京北円町50	60	20	80	社会福祉法人 日本コイノニア 福祉会 理事長小林 達夫	
3	中京2	朱一保育園 分園	中京区壬生坊城町48-3	0	20	20	社会福祉法人 たんぽぽ福祉会 理事長 福岡 ふさえ	新設（本園の190人と合 わせると210人定員）
4	山科2	陵ヶ岡保育園	山科区御陵荒巻町50-1	180	45	225	社会福祉法人 鏡陵福祉会 理事長 中村 かよ	
5	山科2	陵ヶ岡保育園 分園	山科区日ノ岡坂脇町	0	20	20	社会福祉法人 鏡陵福祉会 理事長 中村 かよ	新設（本園の225人と合 わせると245人定員）
6	下京1	たかせ保育園	下京区西木屋町通七条上る 新日吉町126	70	20	90	宗教法人 即現寺 代表役員 藤谷 博紀	
7	南1	法光院保育園	南区東九条宇賀辺町69	90	20	110	社会福祉法人 あい未来会 理事長 三好 稜威子	
8	南1	ひかり保育園	南区西九条唐橋町28	60	20	80	社会福祉法人 南光会 理事長 川島 亘	
9	西京1	山田保育園	西京区山田北山田町19	70	20	90	宗教法人 西蓮寺 代表役員 岡本 康裕	

	教育・保育 提供区域	施設名称	施設の所在地	保育定員（人）			設置者	備考
				現行 定員	増加 定員	変更後 定員計		
10	伏見1	板橋保育園	伏見区鷹匠町4	60	20	80	宗教法人 大黒寺 代表役員 黒坂 堯栄	
11	伏見1	みどり保育園	伏見区御駕籠町132	60	20	80	社会福祉法人 みどり福祉会 理事長 土井 淳一朗	
12	伏見1	住吉保育園	伏見区両替町13-197	60	20	80	宗教法人 受泉寺 代表役員 清田 元	
13	伏見1	下鳥羽保育園	伏見区下鳥羽長田町 210 番 地	220	20	240	社会福祉法人 下鳥羽保育園 理事長 野村 元造	
14	伏見2	桃嶺保育園	伏見区桃山町西町1	120	20	140	宗教法人 善通寺 代表役員 雪山 康利	
15	伏見4	まごころ保育園	伏見区羽束師古川町 578-3	60	20	80	社会福祉法人 真心福祉会 理事長 宮川 貴行	
16	醍醐	醍醐保育園	伏見区醍醐和泉町17	120	5	125	社会福祉法人 醍醐保育園 理事長 中野 弘子	

保育施設・事業所の開設に係る手続について

○ 保育所

1 個別協議

保育所の開設を希望する事業者については、事前に本市との間で個別協議を行ってください。個別協議については随時受け付けます。

2 整備補助対象事業者

社会福祉法人及び公益法人を整備補助の対象とします。

ただし、予算の都合がつかない場合や、整備の必要性が高くない区域に開設する場合については、整備補助の対象としない場合があります。

○ 小規模保育事業，家庭的保育事業又は事業所内保育事業

小規模保育事業，家庭的保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所等」という。）の開設に係る手続等については，以下のとおりです。

1 小規模保育事業所等の設置（新設）が特に必要な提供区域について

別紙1「保育施設・事業所の設置（新設）が特に必要な教育・保育提供区域及び事業計画書受付期間」を御参照ください。網掛けとなっている箇所が，設置（新設）が特に必要と本市が判断している提供区域です。

なお，教育・保育提供区域内の小規模保育事業所等の合計定員（今後の開設予定案件を含む）が，当該区域における整備必要量に達しているか，又は計画されている定員を加えると整備必要量を超える見込みである場合については，認可しないことがあります。

2 事業計画書の提出

小規模保育事業所等の開設を希望する事業者は，京都市幼保総合支援室への事業計画書の提出及び事前協議を行ってください。

(1) 事前計画書及び事前協議の期限

別紙1「保育施設・事業所の設置（新設）が特に必要な教育・保育提供区域及び事業計画書受付期間」を御参照ください。開設予定年月日によって，事業計画書の受付期間が異なります。

(2) 提出書類及び提出方法

事業計画書（本市指定様式）及び必要添付書類を以下の提出先まで持参してください。

なお，提出時に事前協議を行いますので，提出に際しては事前に

電話で予約のうえ、御来庁ください。事前協議については、受付期間中（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。）の午前9時30分から午後4時30分までの時間帯でお願いします。

代表者、管理者予定者等、事業内容を把握し、決定権限を持つ方にお越しいただければ協議が円滑に進みます。

なお、コンサルタント業者等のみによる相談には応じられません。

<提出先>

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル3階

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室 認可・確認担当

電話 075-251-2390

3 整備補助対象事業者

社会福祉法人、学校法人、公益法人及び医療法人を整備補助の対象とします。

ただし、整備補助を希望する場合は、**別紙1**の受付期間にかかわらず、幼保総合支援室に御相談ください。（幼保総合支援室との協議後、上記受付期間内に事業計画書を提出していただきます。）

また、予算の都合がつかない場合や、整備の必要性が高くない区域に開設する場合については、整備補助の対象としない場合があります。

4 事業概要等

(1) 事業者の資格

別紙3「児童福祉法における家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）の基準」のとおり

(2) 事業所の基準

別紙4「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」のとおり

(3) 事業所の運営に関する基準

別紙5「京都市子ども・子育て支援法施行条例」のとおり

(4) その他の要件

ア 連携施設の確保

3歳到達に伴う教育・保育施設への移行が円滑に進むよう、3歳移行児の受入が可能な連携施設を確保してください。

イ 避難路の確保

乳児室、ほふく室及び保育室を2階以上に設置する場合は、

別紙4のとおり，避難設備等が基準上必要になりますが，1階に設ける場合であっても，避難上有効な位置に非常口を設置し，2方向の避難を確保してください。

ウ 建物に関する事前相談

- 新たに小規模保育事業等を開始する場合は，使用を検討している建物について，所管の消防署に届出が必要になりますので，事前に消防署に相談してください。
- 建築基準法上の建物用途の変更が必要になる場合がありますので，京都市都市計画局建築審査課へ事前に相談するなど，設計士と協議のうえ適切に対応してください。

エ 事業所の開所時間について

開所時間は午前8時から午後7時までの11時間を基本とし，そのうえで，午前7時から午前8時まで時間外保育を実施する事業者を別途評価します。

※ 事業計画書の提出に当たっては，上記(1)～(4)の基準を満たしている又は満たすよう改善できる見込みであるか，必ずご確認ください。

(5) 保育料

利用者から保育料を直接徴収していただきます。

保育料の金額については，市民税の所得割額等に応じ，京都市が決定します。

(6) 地域型保育給付等

利用者に支給される，保育に係る給付（公定価格から(5)の保育料を差し引いた額）については，原則として京都市から小規模保育事業者等に直接支払います（法定代理受領）。

5 認可申請までの流れについて

(1) 開設予定地の現地確認について

事業計画書の提出後，開設予定地の現地確認を実施します。

建物の貸借契約を今後締結する予定となっている場合は，現地確認できるよう，家主と調整をお願いします。

建物を建築・改装中の場合は，竣工又は改装完了後，あらためて現地確認を実施します。

(2) 認可申請対象事業者の選定

同一の提供区域内において，同じ受付期間内に複数の事業者から事業計画書の提出があり，かつ当該事業者が予定する定員の合計数が，整備必要量を上回る場合は，需給調整が必要となるため，提出された事業計画書を基に，京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会「認可・確認部会」において，認可申請の対象事業者を選定します。

選考基準については，別紙2「選考基準（地域型保育事業）」を御参照ください。

6 認可申請に係る手続について

(1) 認可申請

認可申請対象として選定された事業者に対し、認可申請書を交付します。本市が定める期間内に、認可申請書及び必要関係書類を御提出いただきます。

(2) 利用定員の設定

事業認可に当たっては、事業者からの申請に基づき、京都市において利用定員を設定します。

(3) 認可しない場合

認可申請の内容を審査した結果、認可しないこととなった場合には、速やかにその旨を通知します。

小規模保育事業所等の設置（新設）が特に必要な教育・保育提供区域及び事業計画書受付期間

提供区域	小学校区	H29.4.1時点における整備必要量	備考 (特に必要な地域等)	小規模保育事業等の開設（平成30年4月開設分）に係る事業計画書受付期間
北1	柘野, 大宮, 上賀茂, 元町, 紫竹, 紫明	0		<p>事業計画書の受付期間</p> <p>【第1次受付期間】 平成28年6月1日(水) ～平成28年7月15日(金) *受付は終了しました。</p> <p>【第2次受付期間】 平成28年12月1日(木) ～平成29年1月13日(金) *受付は終了しました。</p> <p>【第3次受付期間】 平成29年6月1日(木) ～平成29年7月14日(金)</p> <p>【第4次受付期間】 平成29年10月24日(火) ～平成29年11月30日(木)</p>
北2	待鳳, 鳳徳, 鷹峯, 紫野, 楽只, 柏野, 金閣, 衣笠, 大將軍	17	地下鉄烏丸線沿線(北大路駅～丸太町駅)から徒歩圏内	
上京1	京極, 新町, 室町, 西陣中央, 御所南(上京区内)	0		
上京2	乾隆, 翔鸞, 正親, 二条城北, 仁和	7		
左京1	花背	0		
左京2	大原, 八瀬	0		
左京3	鞍馬, 静原, 市原野, 岩倉北, 岩倉南, 明德	0	叡山電鉄岩倉駅, 一乗寺駅又は茶山駅から徒歩圏内	
左京4	上高野, 修学院, 修学院第二, 松ヶ崎, 葵, 下鴨, 養正, 養徳	0		
左京5	北白川, 錦林, 第三錦林, 第四錦林	13		
中京1	御所南, 高倉	0		
中京2	洛中, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第三, 朱雀第四, 朱雀第六, 朱雀第七, 朱雀第八	0		
東山	開晴, 東山泉	0		
山科1	音羽, 音羽川, 大塚, 大宅	0		
山科2	安朱, 山階, 西野, 陵ヶ岡, 鏡山	0		
山科3	山階南, 百々, 勸修, 小野	0		
下京1	洛央, 淳風, 醒泉, 下京涉成, 梅小路, 光徳	0		
下京2	七条, 七条第三, 西大路	0		
南1	凌風, 九条弘道, 九条塔南, 南大内, 唐橋, 吉祥院, 祥豊, 祥栄, 上鳥羽	0		
南2	大藪, 久世西	0		
右京1	高雄, 宇多野, 御室, 花園	0	地下鉄東西線太秦天神川駅若しくは嵐電山ノ内停留所から徒歩圏内, 又は四條通, 梅津街道, 五條通及び天神川通で囲まれた区域であって, バス停に近い等交通の便の良い所	
右京2	広沢, 嵐山, 嵯峨	10		
右京3	安井, 山ノ内, 太秦, 南太秦, 常盤野, 嵯峨野, 梅津北, 梅津	9		
右京4	西院, 葛野, 西京極, 西京極西	2		
右京5	宕陰	0		
右京6	京北第一, 京北第二, 京北第三	0		
西京1	嵐山東, 松尾, 松陽, 桂川	0		
西京2	桂徳, 桂, 桂東, 川岡, 川岡東, 樫原	0		
洛西	大枝, 桂坂, 新林, 境谷, 竹の里, 福西, 上里, 大原野	0		
伏見1	竹田, 伏見住吉, 伏見板橋, 下鳥羽	0		
伏見2	伏見南浜, 桃山, 桃山東, 桃山南	0		
伏見3	向島, 向島南, 向島二ノ丸, 二ノ丸北, 向島藤の木	0		
伏見4	横大路, 納所, 明親, 美豆, 神川, 久我の杜, 羽東師	0		
深草	深草, 稻荷, 藤ノ森, 藤城, 砂川	0		
醍醐	北醍醐, 醍醐, 醍醐西, 池田, 池田東, 春日野, 日野, 小栗栖, 小栗栖宮山, 石田	0		

- * 整備が完了した(上記の整備必要量が0となった)区域であっても, 隣接区域等からの通園の状況を勘案し, 区域間での提供体制の調整を行う場合があります。
- * 整備補助を希望する場合は, 上記受付期間にかかわらず, 幼保総合支援室に御相談ください(当室との協議後, 上記受付期間内に事業計画書を提出していただきます)。
なお, 補助対象となる法人は以下のとおりです。ただし, 整備の必要性が高くない地域に開設する場合や予算の都合等により, 整備補助の対象とならない場合があります。
<補助対象>社会福祉法人, 学校法人, 公益法人及び医療法人
- * 保育所の開設希望については随時個別協議を受け付けますので, 幼保総合支援室に御相談ください。

選考基準（地域型保育事業）

	項目	内容・評価点	配点	配点	満点
1	法人格の有無	事業者は法人格を有しているか。	・ 法人格を有している場合	4	4
			・ 法人格を有していない場合	0	
2	事業者の実績	事業者は、認可保育所や認可幼稚園等の運営実績を有しているか。	・ 認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年以上	4	4
			・ 認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績が2年未満	2	
			・ 認可保育所、認可幼稚園又は認可地域型保育事業の運営実績なし	0	
3	財政基盤	必要な運転資金を確保しているか。	・ 年間事業費の1/2分の2（概ね6,000,000円）以上の現預金を保有	4	4
			・ 年間事業費の1/2分の1（概ね3,000,000円）以上、1/2分の2（概ね6,000,000円）未満の現預金を保有	0	
4	保育士の配置状況	保育従事者全員が保育士資格を有する事業者を優先。	・ 全ての保育従事者について、保育士資格を有する職員とする旨の事業計画（小規模保育事業A型等）となっている事業者に加点（要件を満たす事業者すべてに加点）	4	4
5	管理（予定）者の実績	管理者が以下の要件を満たしているか。 A 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を有している。 B 保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は幼稚園において2年以上実務経験有	・ A、Bの両方の要件を満たしている	4	4
			・ A又はBのいずれかの要件を満たしている	2	
			・ A、Bいずれの要件も満たしていない	0	
			・ 管理（予定）者が決まっていない	0	
6	自園調理	自園調理（行事等の日以外、土曜日も含め毎日）は実施できているか。	・ 自園調理（A）	4	4
			・ 連携施設又は同一法人の施設等からの搬入（B）	2	

			<ul style="list-style-type: none"> ・ A又はB以外 (※注) A又はB以外で認可対象となるのは、平成27年3月31日時点において、児童福祉法第39条第1項の規定による保育を行っていた者に限る。	0	
7	屋外遊戯場	屋外遊戯場は同一敷地内(屋上園庭を除く)で確保できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地内又は隣接地(道を隔てた程度)で確保 	4	4
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一敷地内又は隣接地で確保できていない 	0	
8	開設予定地	特に必要な地域等における鉄道駅からの距離が近いか。	距離が近い場所に立地する事業者を優先。 相対比較し、最も近い立地の事業者に4点、次に近い事業者に2点を加点し、以降は加点なし。	4	4
9	権利関係	保育の用に供する建物は、安定的に確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己所有 	4	4
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以上の貸借契約締結予定 	2	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借契約期間が10年未満又は未定 	0	
10	事業計画	開所時間(11時間)を超えて30分以上の時間外保育を実施するか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たり30分以上の時間外保育を実施 	2	2
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日当たりの時間外保育の実施時間が30分未満(未実施を含む) 	0	
		人材育成に係る研修計画が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成に係る研修計画が整備されている 	2	2
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成に係る研修計画が整備されていない 	0	
		事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されている 	2	2
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止及び緊急時対応に係るマニュアルが整備されていない 	0	
感染症対策(安全衛生)に係るマニュアルが整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策(安全衛生)に係るマニュアルが整備されている 	2	2		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策(安全衛生)に係るマニュアルが整備されている 	0			

		苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置及び解決結果の公表に係る体制が整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 苦情受付窓口、第三者委員及び解決結果を公表する体制が整備されている（受付窓口担当者名や第三者委員が具体的に決まっていること） 	2	2
			<ul style="list-style-type: none"> 上記の体制が整備されていない 	0	
1 1	第三者評価	第三者評価を受審しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間に受審している（事業者の運営する全ての既存事業のうち1事業所以上、他の都道府県のものでも可。同一法人内の事業所に限る。） 	4	4
			<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間に受審していない 	0	
1 2	その他	その他 （右の該当する項目については全て減点）	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度の指導監査における文書指摘事項が未改善 	△4点	0
			<ul style="list-style-type: none"> 事業者（運営する全ての既存施設・事業）において、過去2年間に重大事故（死亡事故等）が発生 	△4点	0
			<ul style="list-style-type: none"> 事業者が運営する幼稚園、児童福祉施設、地域型保育事業その他認可外保育施設において、過去2年間に重大事故（死亡事故等）が発生 	△10点	0
			<ul style="list-style-type: none"> 事業者（運営する全ての既存施設・事業）において、過去2年間に重大な不祥事が発生 	△10点	0
			<ul style="list-style-type: none"> 過去、事業開設を申込み、認可対象事業者として選定されたにもかかわらず、認可申請を辞退したことがある 	△10点	0
			<ul style="list-style-type: none"> 過去、認可申込みの際に事業計画書を提出したが、施設又は事業所開設後、計画どおりの運営が行われなかったことがある 	△10点	0

(50点満点)

<同点の場合の取扱い>

同点となった場合は、「1 2 その他」の点数が高い（減点がない）事業者を選考します。

当該項目が同点となっている場合は、「2 事業者の実績」の点数が高い事業者を選考し、それでもなお同点の場合は「1 法人格の有無」→「1 0 事業計画」の項目順に点数が高い事業者を選考します。

それでもなお同点の場合は、認可・確認部会において意見聴取のうえ、事業計画が優れた事業者を選考します。